

第24期 第8回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和3年2月25日

伊予市農業委員会

# 第24期

## 第8回定例農業委員会総会議事録

令和3年2月25日（木）午後1時30分から、伊予市役所において第8回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	18名
農地利用最適化推進委員	8名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	9件
議案第39号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について	1件
議案第40号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について	2件
議案第41号	非農地証明願いについて	1件
議案第42号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	3件
第3 報告第15号	農地法第5条の規定に基づく届出について	1件
報告第16号	農地法第18条の規定に基づく解約通知について	1件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第8回2月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号18番 ○○ ○○ 委員、19番 ○○ ○○ 委員の両名にお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、2、3につきまして関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

番号4番は譲受人から取下げ願いが提出されましたので本日の審議からの削除をお願い致します。

#### 1番

譲渡人	上野	○○	○○
譲受人	松山市	○○	○○
申請地	上野	田	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	

#### 2番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

### 3番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

#### 1番から3番に共通する事項

譲受人の耕作面積 〇〇m<sup>2</sup>

これは、松山市の耕作証明に記載の面積です。

譲受人の作付作物 米・野菜

主な農機具所有状況 農作業従事計画書に記載されているとおりです。

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

#### 農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第2号から第5号までは提出された書類で、許可要件を満たしていることが確認できています。以上です。

#### 議長

番号1、2、3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

この3筆の農地は1つの同じ田になりまして、三人で管理するのはいろいろと管理困難ということで、1人で管理してもらうのがいいと思いますので、よろしく願いします。

議長

松山市では農業に従事されていますが、伊予市では初めてということになりますので、本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

私は、〇〇高等学校を昭和〇〇年に卒業しまして、〇〇に勤めながら親の農業の手伝いをしておりました。息子が農業をするために、〇〇に研修生として研修をしています。今年の春に研修所を卒業して農業をやっていけるように農地の確保に努めています。今は私が〇〇で田を2枚と50坪ほどの倉庫がありますが、そこを拠点として周囲で農業をやっていき、いずれは息子に引き継げるように息子も目標をもってやっていますので農地確保のため申請をしました。どうかよろしくお願いします。

議長

現在松山市に住まわれていますが、農地の草の管理や井手の掃除など、それぞれの地域の申し合わせ事項がありますので、地域の皆様に溶け込んでいただいて、守っていただけたらと思います。

〇〇さん

申し合わせ事項については、地域の耕作者の方に聞いていますので、協力してやっていきたいと思っています。

<新規就農者退室>

議長

番号1、2、3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、2、3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1、2、3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4については取り下げがあったということですので、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 5番

譲渡人	東温市	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 農作業従事困難		
	(譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	栗・筍・キウイフルーツ		
主な農機具の保有状況	農作業自動車3台		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

10年以上前から〇〇さんにと話があったのですが、相続の関係で話が進まず、今回〇〇さんに相続ができたので、話がまとまりました。〇〇さんは大規模で農業をされていますが、拡大したいということでした。しっかりと栗を植えています。

〇〇農業委員

所有者が管理できないということで当該農地は今までは私が草刈りを手伝っていたのですが、隣が〇〇さんの土地ということで、ぜひ買いたいとのことで、購入の話になったということです。

議長

番号5について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6、7につきましては関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

### 6番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	外1筆
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

### 7番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	畑	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

6番、7番に共通する事項

譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>
譲受人の作付作物	米・キウイフルーツ・ネギ・栗
主な農機具所有状況	トラクター・田植機・農作業自動車
労働力	常時4人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんで

した。

以上です。

議長

番号6、7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

〇〇さんは〇〇年ほど前に御主人が亡くなりまして、作業が難しいということで譲りたいということで探していたところ、〇〇さんとの売買がまとまったということです。

〇〇推進委員

譲渡人の〇〇さんは高齢で、農業従事が困難ということで、当該農地は〇〇さんの農地の隣という事で相談したところ、購入の話がまとまったとのことです。今後の農地利用について問題はありませんので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号6、7について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6、7につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号6、7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8につきましては事務局の説明をお願いします。

## 8番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・農作業自動車		



労働力 常時2人  
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人はほとんど管理ができず、譲受人はその横の田を管理していきまして、両方の田は一枚の田でありますので、〇〇さんが管理すれば管理がものすごくやりやすくなり、良いことだと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号8について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号9につきましては事務局の説明をお願いします。

## 9番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
	下吾川	〇〇	〇〇
	持分2分の1づつの共有名義です。		
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	大平	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	マドンナ・甘平・枇杷		
主な農機具の保有状況	農作業自動車・動噴		

労働力 常時2人  
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人はそれぞれ相続されて、耕作の見込みはないということで、当該農地は譲受人の自宅の裏にあたり、周辺の農地を所有しているため、農地利用の集積にあたるため問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

番号9について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号9につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号9につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

## ■議案第39号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第39号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案第39号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

### 1番

申請人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	外5筆
転用目的	植林		

申請人は、〇〇の農地については高齢のため管理が難しくなったことから、関係法規に対する認識不足のため、令和〇〇年〇〇月以降に植林を実施しました。また、その他の5筆についても高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、平成〇〇年から平成〇〇年にかけて桧を植林したということです。周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく、転用申請に至ったものであります。

申請地は、双海町の〇〇集落から〇〇集落の北側周辺にある山間部の急傾斜地に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長

議案第39号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

〇〇さんは体が悪いので、農業困難であり、現地は木が大きくなってしまっていて、違反状態の是正のための申請になりました。認識不足であるので、実情にあった申請をするように促したいと思っています。よろしくお願いします。

議長

現地調査をして、すでに森林になっている場合は、地主さんに話をさせていただいて、是正措置をしていただかないと、別の転用があるときに違反転用がありますと、転用許可が難しくなりますので、同じような事案がありましたら、所有者に説明をお願いいたします。

議案第39号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第39号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第39号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

#### ■議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第40号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

**1番**

譲渡人	東京都	〇〇	〇〇
	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	灘町	〇〇	〇〇
申請地	尾崎	畑	外1筆
転用目的	店舗併用住宅		
権利の種類等	所有権移転		

譲受人は夫婦で伊予市灘町にて譲受人の祖父の家に借家住まいをして〇〇を営んでいます。手狭であることから事業拡大ができず事業や日々の生活に支障をきたしております。事業の規模拡大ため新店舗を設置し、さらに住宅を併用することで地域に定着した店舗運営ができるということで適地を探した結果、条件にあった土地を選定し、所有者との話もまとめ今回転用申請に至りました。

申請地は、尾崎の〇〇集落の南側に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

今まで、耕作放棄ということで年に4回ほど草刈りだけということで、近くに店舗もありゴミが捨てられて問題になっておりました。今回の話がありまして、できるのであればこれをお願いしたいので、この案件についてはよろしくをお願いします。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番

貸渡人	上野	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇
申請地	上野	田	外1筆
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権設定		

申請者は子供とともに松山市で社宅にて生活しているが、現在の住居では手狭であり、また、妻の両親が耕作している農地の農作業を後継するにあたり父所有の農地に住宅を建築する話がまとまり、転用申請に至ったものであります。

申請地は、上野の〇〇集落の西側周辺に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。  
以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人の〇〇さんは高齢になりましたので、娘夫婦が農作業を引き継ぐということで、今後は家を建てて管理してくれますので、よろしくをお願いします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、5ページをお開きください。

## ■議案第41号 非農地証明願いについて

議長

議案第41号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員の承認を求める。

議案第41号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

### 1番

申出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘	畑	外1筆
証明書	非農地証明		
現状	20年以上前に植林している状態		

申請人の父がみかんを栽培していたが、高齢のため管理が難しくなり関係法令の認識不足により平成〇〇年頃に杉を植林したということです。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第41号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

現地を確認しましたが、20年以上のりっぱな杉があります。ご本人さんはお勤めされており、農業にも興味がないため、農地への復旧は難しいと判断しましたのでよろしくをお願いします。

議長

議案第41号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第41号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第41号につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、7ページをお開きください。

## ■議案第42号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第42号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申出地	中山町佐礼谷	畑	
転用目的	植林		

申出地は、栗の園地として長年管理されていたが、周囲の山林化により日照不足から生産性が低い農地であり、農地として利用することが困難であるために植林を実施したく農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

申請人の〇〇さんより、依頼がありまして現地を確認しますと、周囲は針葉樹に囲まれて、農作物の栽培に不適な状態でございますので、ご審議の程よろしくお願

ます。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番

申出人 上三谷 ○○ ○○

土地所有者 上三谷 ○○ ○○

申出地 上三谷 畑 外2筆

転用目的 植林

申出地は急こう配であり、日照不足で収穫が見込めない状態であるため、管理が難しく、関係法令に対する認識不足のため平成○○年頃に杉を植林しました。農業委員会の手続きの際に関係法令に違反していることを認識したため、農地としての復旧が難しいことから農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○農業委員

当時は柑橘をしていたのですが、耕作困難になったということです。見ていただいた通り周辺は山林で、立ち入り困難な状態ですので、ご検討よろしくをお願いします。

議長



番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 3番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	上三谷	〇〇	〇〇
申出地	上三谷	畑	

転用目的は分家住宅とありますが、農家住宅に修正をお願いします。

転用目的 農家住宅

申出人は現在松山市で借家生活を営んでいるが、自己の住居を構え生活基盤の安定を図り、祖母の農業を手伝う事を目的として祖母の農地に住宅を建築する話がまとまり農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

家族が地元に戻ってきて農家を手伝うという事で、対象の土地に家を建てるという事です。対象の土地は、住宅に囲まれて、周辺の農地には影響はありませんので、よろしく願いいたします。

議長

番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号3につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、8ページをお開きください。

### 第3

#### ■報告第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第15号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第15号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

#### 1番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊	畑	
転用目的	共同住宅		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第15号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして9ページをお開きください。

#### ■報告第16号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第16号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

### 1番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇

先ほどの議案第38号9番の所有権移転のための解約でした。

届出地 大平 田 外1筆

解約事由 双方合意

権利の種類等 農地法3条 賃借権設定

3条の所有権移転のための解約でした。

以上です。

議長

報告第16号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

### ■その他

- ・利用意向調査の回答結果の配布について

事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年3月30日(火曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を  
開催予定としております。

以上で、第8回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第8回2月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 2 時 06 分 閉会)